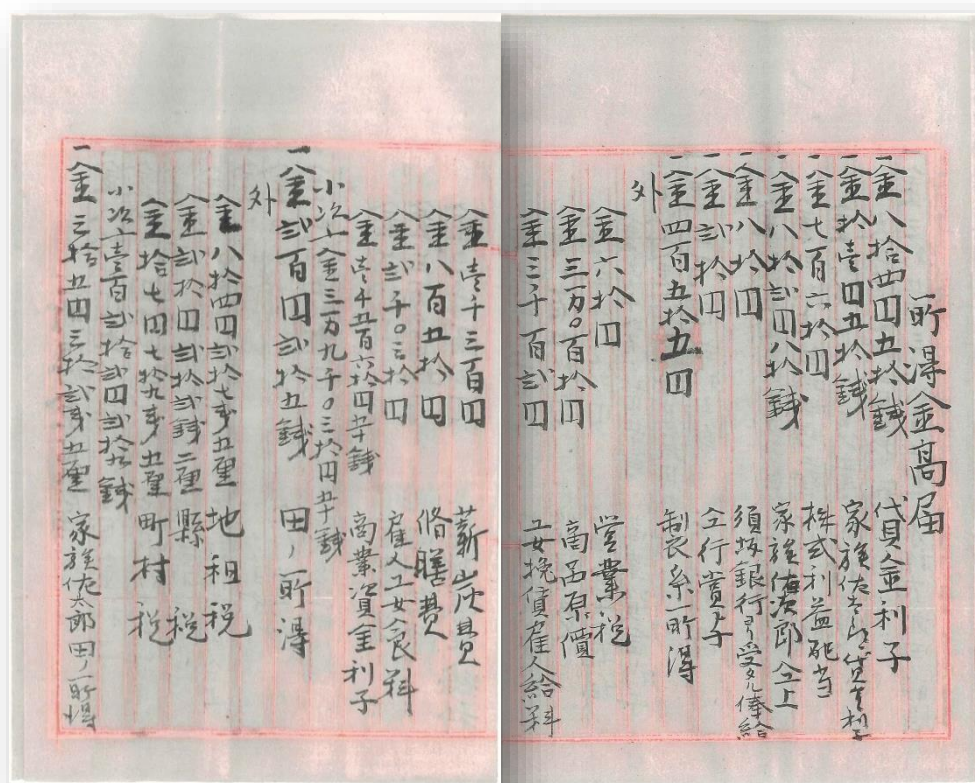


もんじょ紹介 No.22

小田切幸一家文書（追加分Ⅰ・Ⅱ）から

はじめに	1
1 江戸時代の五人組制度「惣介一札」から	3
2 伊能忠敬測量隊へ差出文書	4
3 豆腐「口達覚」	6
4-① 小田切辰之助の経営状況「所得金高届」から	7
4-② 埼玉県からの生繭買い入れ「生繭送券」「清算記」から	9
4-③ 小田切家における槇の調達「槇通帳」から	10



明治27年7月「所得金高届」

生涯学習スポーツ課

須坂市文書館 Tel 026-285-9041

小田切幸一家文書（追加分Ⅰ・Ⅱ）紹介

小田切幸一家文書「追加分Ⅰ」は、2012年（平成24）6月に市が小田切家から取得した土地とともに、翌2013年3月に取得した文書である。続く「追加分Ⅱ」は、2013年の小田切家住宅の調査の中で発見された文書である。いずれも、典籍・書籍を除いた文書史料に限定している。

<追加分Ⅰ について>

この追加分Ⅰの一番古い文書史料は、寛政3年（1791）3月のH-1「上下（袴）着用者書上覚」である。寛政一文化・文政一天保期の史料は、新たに見つかった史料で、この時期の小田切家の動向が読み取れる貴重な史料群である。

明治期の文書では、小田切家が所有する明治11年（1878）12年の地租改正地券が134枚も残る。また、同22年12月作成の字上町外23枚の町内絵図が残されている。さらに、明治39年から大正6年までの当用日記（小田切佐太郎記）11冊、昭和期の所有土地台帳（6年から29年）や、借家・小作人調べ台帳（7年から19年）など、小田切家の総資産・経営に関わる史料も残されている。

史料の分類整理にあたって、記号FからHまでの4分類とした。この記号分類は、4人の専門員が分担整理したため、便宜的かつ変則的であり必ずしも統一的に分類したものとはなっていない。整理された史料の総点数は、以下のように1,093点を数える。

記号	分類項目	史料番号	史料点数
F	明治期	2 2 7	5 5 8
G	大正・昭和期	1 9 5	3 6 3
H	江戸期	1 8 2	2 4 6
I	その他	2 6	2 6
	合 計	6 8 0	1 0 9 3 点

<追加分Ⅱ について>

この追加分Ⅱの一番古い文書史料は、安永8年（1779）10月の「借用申金子之事（金子借用証文）」である。寛政一文化・文政一天保期と続く江戸期の史料群のほか、明治から大正期にかけては、繭の入荷にかかわる貨物送券・繭売買控書（百数十枚）・繭仕入元帳などの製糸経営の金銭出入を裏付ける史料が目立っている。その他、土地建物取引・小作関係帳面・銀行営業関係報告・納税領収書関係などの史料も残されている。

また、昭和期の史料は量的にも多く、小田切家の経済活動を示す史料であるとともに、「成長の家」の活動にかかわる史料が多いという特徴がある。

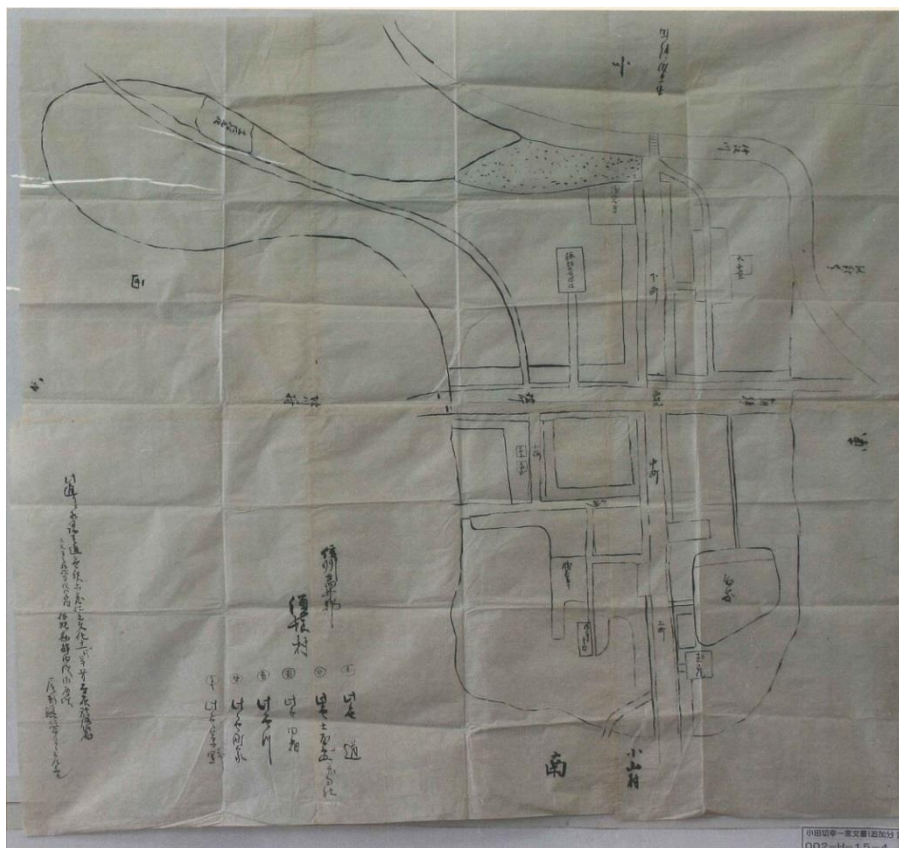
これらの史料を整理分類するにあたって、記号JからOまでの6分類とした。総史料点数は、以下のように1,018点を数える。

記号	分類項目	史料番号	史料点数
J	江戸期	1 2 4	1 6 4
K	明治期Ⅰ	1 2 2	2 3 3
L	明治期Ⅱ	2 0 1	2 0 3
M	大正期	1 0 1	1 1 8
N	昭和期Ⅰ	2 0 4	2 0 4
O	昭和期Ⅱ	9 6	9 6
	合 計	8 4 8	1 0 1 8 点

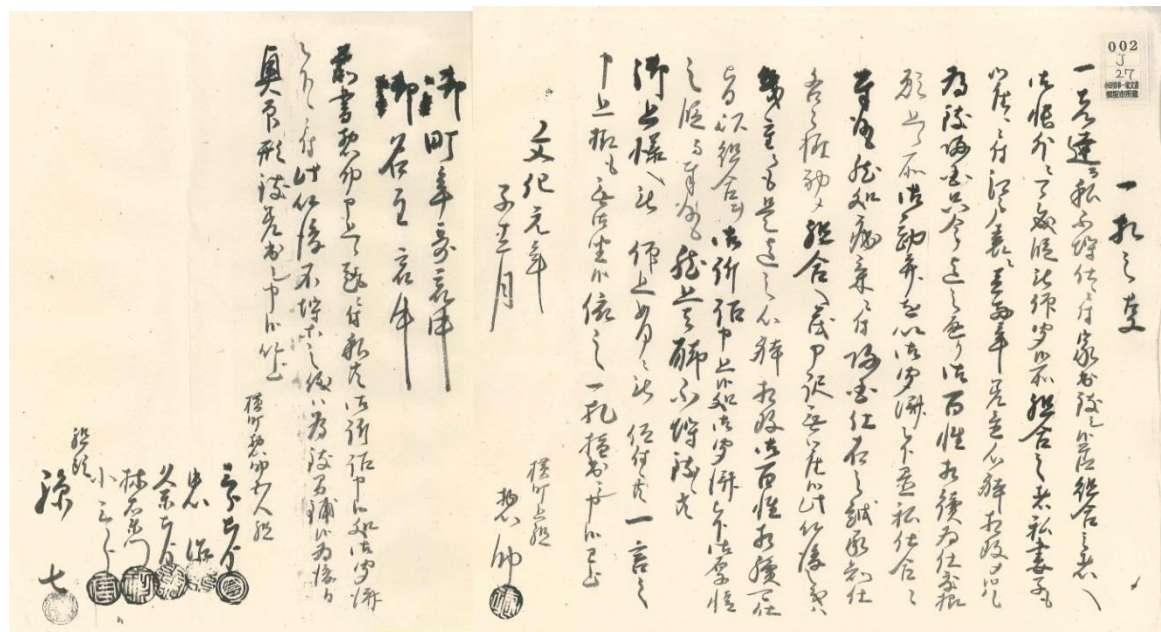
- 今回は、1 江戸時代の五人組制度 「惣助一札」から
- ・惣助の不埒な行為に対し、五人組が帰郷後の生活について保障するもので、五人組の実態の一面が見られる。
- 2 伊能忠敬測量隊へ差出文書
- ・各地を測量していた伊能測量隊への差出文書で、絵図面が添えられている。
- 3 豆腐「口達覚」
- ・豆腐商売がさかんになると、豆腐の寸法や値段がまちまちになるため、藩では、町役人を通じて統制を掛けたものと言える。
- 4－① 小田切辰之助家の経営状況 「所得金高届」から
- ② 埼玉県からの生繭買い入れ 「生繭送券」「精算記」から
- ③ 小田切家における槇の調達 「槇木通」から
- ・いずれも小田切家の経営にかかわる文書で、製糸業にかかわる部分を中心に解読していく。

の、4項目について紹介する。

伊能忠敬測量隊への差出絵図



1 江戸時代の五人組制度 —「惣助一札」から—



一札之事

一 先達而私不埒仕候二付、家出致シ候節、組合之者へ

御帳外二可被成段被仰聞候所、組合之者私妻子も

御座候二付、江戸表二迄兩年差置、心鉢相改メ候ハバ、

為致帰国、只今迄之通り御百姓相続為仕度様

願上候所、御勘弁を以御開濟被下置、私仕合ニ

奉存候、然処病氣二付、帰国仕右之趣承知仕

各々様初メ組合へ茂申訳無御座候、此以後之義ハ

幾重ニも是迄之心鉢相改御百姓相続可仕

旨、以組合ヲ御訴訟申上候処、御開濟被下御厚情

之段と奉存候、然上者聊不埒致し候共、

御上様へ被 仰上如何二被 仰付候共、一言之

申上様も無御座候、依之一札指出シ申候、已上

文化元年 横町上組

子十二月 惣助

御町年寄衆中

御名主衆中

前書惣助申上候趣二付、私共御訴訟申候処、御開濟

被下候二付、此以後不埒等之儀ハ為致間鋪候、為後日

奥印形致差出シ申候、以上

横町惣助五人組

三郎右衛門

忠 治

桑右衛門

林右衛門

小三郎

組頭 孫七

〈史料内容要約〉

先日、私は不埒なこと（禁止されている博奕でもしたか？）をしてしまいました

ので、家出をしました。その時、町役人からは「帳外れ者（無宿者）」にするように

と言われましたが、私のいる五人組の者たちが「妻子もあることだし、江戸で一、

二年働かせ、今までの生活態度を改めたなら故郷に帰らせ、今まで通り御百姓を続

けさせてほしい」とお願いしたところ、お許しいただき幸せに思います。

ところが、江戸で病氣になつてしまひ故郷に帰ることになり、みなさんに対して

いへんありがたいと思います。「これからはひたすら、これまでの生活態度を改め、御

百姓を続けたいと思います」と、五人組を通してお願いしたところ許していただき、

御情深いことと思ひました。

これから、不埒なことをしたなら、御上に訴えられどんな罰を受けようとも一言

の言い訳もしません。

文化元年子十二月

御町年寄衆中

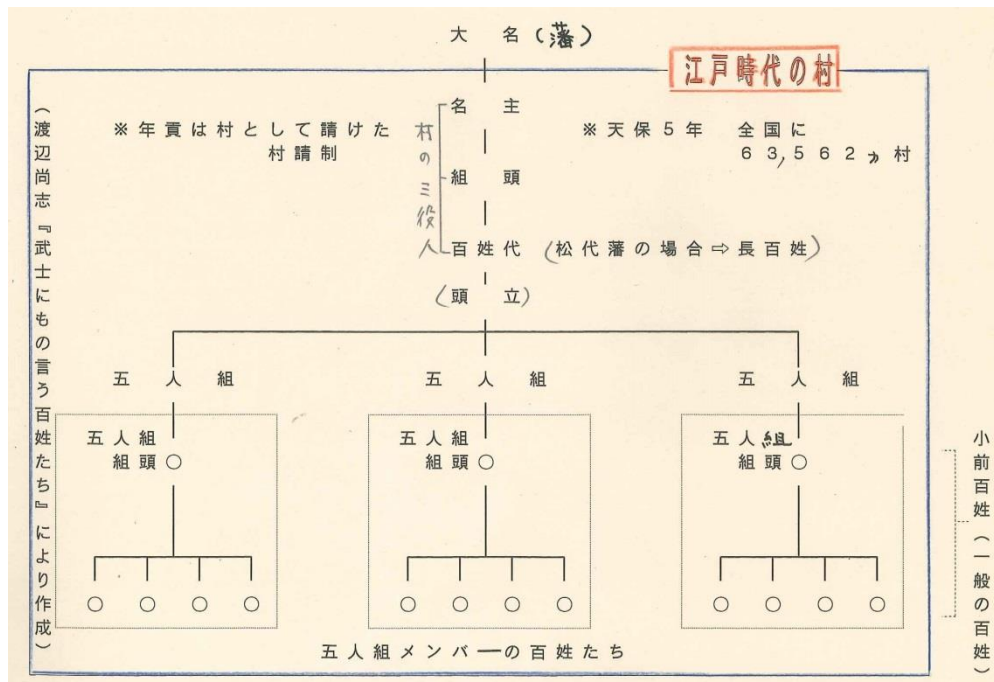
御名主衆中

惣助の言うことを私どもがお願いしたところ、お許しいただきました。今後は、不

埒なことはさせません。後々のため、印を押した書面を差出します。

（以下 五人組名 省略）

横町上組 惣助



〔解説〕

江戸時代には、どの村にも「五人組」が作られていました。

寛永十年代(1633~42)に始まり、明治維新にいたるまで続きました。ふつうは、五戸(五軒)で一組を組み、その頭を「五人組頭」と呼んでいました。六戸から七戸で一組を組む場合もありました。この場合でも「五人組」と呼びました。須坂村横町の惣助の組は、六戸の組で、頭は孫七だったことがわかります。

「五人組」のねらいは、

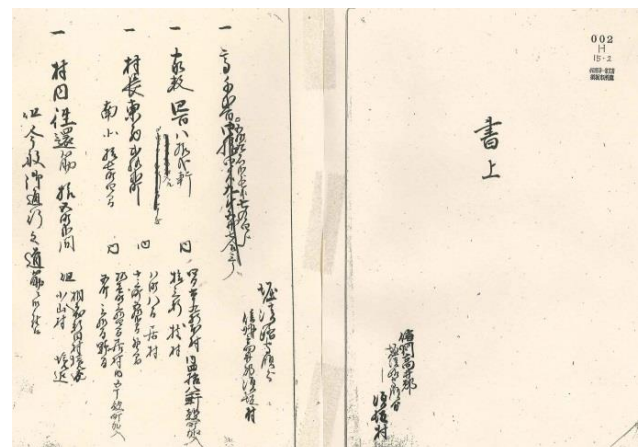
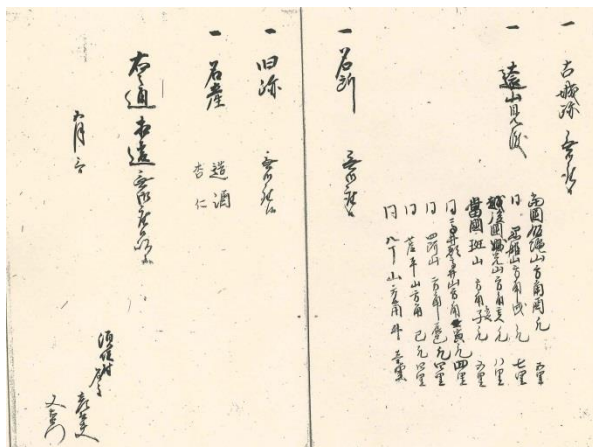
- ① 組の中に不埒な者がいたら申し出すこと。
- ② キリシタンとその関係者は隠しておかないこと。
- ③ 組の中から、欠落する者を出さないこと。もしいたなら、組中で探し出すこと。
- ④ 組の中に病人などがいて、耕作ができかねるようなときはお互いが助け合い、年貢その他の未進がないようにすること。もしいたなら、五人組の中で弁納すること。

などでした。すなわち、治安維持・キリシタン禁教の徹底・年貢納入の連帯責任を負わせるものでした。(図「江戸時代の村・五人組制度」参照)

五人組に似た制度は、古代からありました。農耕における共同作業・共同灌漑などから生まれたもので、江戸時代の五人組制度はその組織を前提に編成されたものと思われまふ。よって、五人組はこの「惣助」の例のように、組構成員の立ち直りのために構成員全員の相互扶助組織としても大きな機能を果たしました。村に暮らす人々のつながりは非常に強かったと言えます。江戸時代の村が「村落共同体」と言われる訳がここににあります。

五人組のように上から強制的に作られた組織ではなく、村寄合を開いて、肥料のための草を刈る山(入会山)や灌漑用水の共同管理などについて相談したり、互いに規制したり、助け合って生活したりすることも行われていました。

2 伊能忠敬測量隊へ差出文書



伊能忠敬測量隊へ「書上」

伊能忠敬測量隊へ須坂村から提出した「書上」の写

文化十一（1814）五月

書上

- 信州高井郡
堀淡路守領分 須坂村
- 堀淡路守領分
- 信州高井郡 須坂村
- 高千代百五拾九石式斗七升七合四勺
- 一家数 四百八拾貳軒 内 四百六拾九軒本村 内四拾八軒穀町加入 拾三軒枝村
- 村長東西貳拾貳町 内 八町八間 居村
- 南北拾七町四間 内 拾壹町三拾四間居村 内五丁穀町加入 五町三拾間野間
- 村内往還筋 拾五町貳間 但 相森新田村境方 小山村 境迄
- 但今般御通行之道筋ニ御座候
- （中略）
- 古城跡 無御座候
- 遠山見渡 当国飯縄山 方角西 凡 五里
- 同 黒姫山 方角戌 凡 七里
- 越後国妙高山方角亥 凡 八里
- 当国 斑山 方角亥子凡 五里
- 同高井郡高井山方角寅 凡四里
- 同 四阿山 方角辰巳 凡四里

- 同 菅平山 方角巳 凡 四里
- 同 八丁山 方角午 老里
- 一名所 無御座候
- 一 旧跡 無御座候
- 一名産 造酒
- 杏仁

右之通相違無御座候 以上

五月三日

須坂村名主 彦太夫 又右衛門

（解説）

伊能忠敬は、寛政十二年（1800）閏四月江戸を出発、十月まで蝦夷地東南海岸および奥州街道を略測、十二月その地図を幕府に献上しました。これが手始めとなり、十次にわたって全国の測量が計画実施されました。

- 享和元年（1801）伊豆より陸奥に至る東海岸
- 同 二年 陸奥より越後に至る海岸
- 同 三年 駿河より尾張まで、越前より越後までの海岸
- 文化二年（1805）伊勢より備前に至る海岸、その他
- 同 三年 備中以西の山陽海岸、山陰および若狭海岸、その他諸島嶼
- 同 五年 四国および淡路の海岸、大和および伊勢街道
- 同 六年 中山道および山陽道の街道筋
- 同 七年 九州の西部および南部海岸
- 同 八年 諸所の小街道筋
- 同 九年 九州の東部海岸および諸島嶼

- 同 十年 九州残部の海岸および諸島嶼
- 同 十一年 近畿における主要街道、その他
- 同 十二・十三年 忠敬の測量隊部下による伊豆および江戸周辺となつていきます。

また、この測量隊に関わる文書12通が1袋にまとめて納められています。人足の割り当てなど細かなこともわかりますので、今後の精査が必要です。その袋の表書きには次のようになります。

「文化十一甲戌年

戊五月朔日

五月三日御宿

田中新五右衛門

測量御用御役人御止宿

萬書物入

袋の表書きや添付の須坂村略絵図などの文書から、須坂近辺の測量は「文化十一年五月」と知ることができます。また、略絵図には次のようになります。

此通りニ認巻通色訳等悉仕立、文化十一戊年五月二日夜於飯山宿

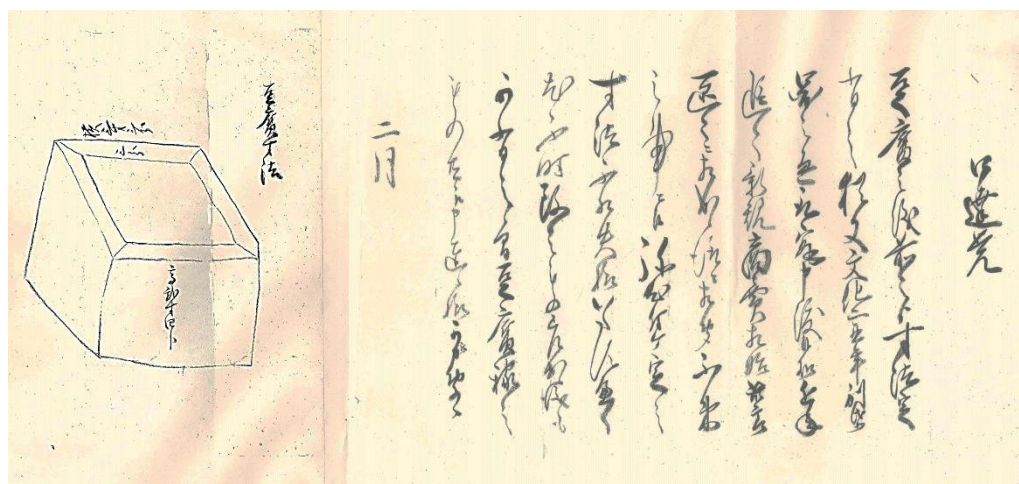
天文方高橋作左衛門様御手附

伊能勘解由様御道様

尾形鍵次郎殿へ差上ル

高橋作左衛門は幕府天文方の高橋至時ともときのことで、伊能忠敬は江戸に出てこの至時に師事しました。尚、伊能勘解由は忠敬が称した別名になります。

3 豆腐「口達覚」



3 慶応元年二月 豆腐「口達覚」(町役人宛)

口達覚

豆腐之儀、前々方寸法定

有之候、猶又文化二丑年別紙

図之通取究申渡候処、近年

追々新規商売相始、此節

区々ニ相成候趣ニ相聞、不束

之事二候、弥心付ケ定之

寸法不相失様いたすべく、

尤不時改之もの差出候儀も

可有之候間、豆腐稼之

もの共江申達候様可被申聞候

二月

〈図〉

豆腐寸法

(枅) 横三寸三分

高式寸四分

(厚) 三分

〈解説〉

内容を要約すると以下になります。

豆腐は以前から寸法が定まっていたが、その上にまた文化二年(1805)に別図の通りに取り決め申し渡してきた。ところが、近年しだいに新規の商売を始める者が増えてきて、豆腐の寸法はそれぞれになつてきている様子を耳にする。これは良くないことである。いよいよ心を配つて定めてある寸法を失くさないように。

とは言え、いつか寸法を改めたいと願書を出す者もいるだろうから、豆腐屋たちに徹底するよう申し伝えよ。

豆腐は手ごろな値段で手に入り、そのまま食べても良いし、手を加えてさまざまな料理の食材にしても良い、庶民にとってはたいへん身近な食品のひとつです。江戸時代も同様で、比較的安価な値段で買求められる食品でした。『豆腐百珍』という料理本が流行したりもしました。幕末期の値段は、一丁15文から16文でしたが、しだいに値上がりしていきます。

須坂藩では、庶民の暮らしに影響が大きい豆腐の値段を、米・大豆・酒などとともに役所が定める公定価格としていました。物価の変動を示す目印としかつたからでしょう。藩は、公定相場としたことから豆腐一丁の寸法および価格を決め、許可なく変更することは認めませんでした。ところが、新規に豆腐屋稼業に参入する者が出てきて寸法がまちまちで崩されるようになる事態が起きたため、藩が通達を町役人に出し徹底をはからせたものです。丁寧に図が添えられています。枅の内法から、縦・横2寸7分(約8・2cm)、高さ2寸1分(約6・4cm)の直方体になります。

安政六年（1859）の横浜開港以来、生糸や茶ばかりでなく、水油や麦類・大豆などの雑穀も各地で買い占められ、イギリス・フランス（軍馬の飼料用）に輸出されました。こうした雑穀や油などの生活必需品の海外流出によって、全国各地で買い漁りや買い占めがすすみ、品不足から物価の高騰を招きました。

豆腐の原料である大豆の値段は、万延元年（1860）から文久三年（1863）の間に開港以前の約2・4倍に値を上げましたが、豆腐は相場の安定をはかるため2倍程度の上げ幅で抑えられていました。

慶応期に入りますます物価は高騰して、同2年(1966)には大豆が10兩につき5俵(3斗5升入)と前年の1・8倍と大幅に値上がりしました。その結果、豆腐の相場も維持がむずかしくなり、一丁につき35文が1・8倍の64文にまで値上がりしました。

主食である白米の値上がりも激しいものでした。慶応2年の町相場は100文に2合売り、翌3年春にはさらに1合8勺売りに値を上げました。これは、天保の飢饉の天保8年(1837)4月の100文に3合売りを大きく超える高値でした。

そこで須坂藩は、商人から集めた献金を元手に飯山方面から米を買い集め、一般庶民には100文に3合売り、生活困窮者には4合売りを行いました。これは、民心の動揺を抑える施策でした。

* 白米1合 Ⅱ 約150g

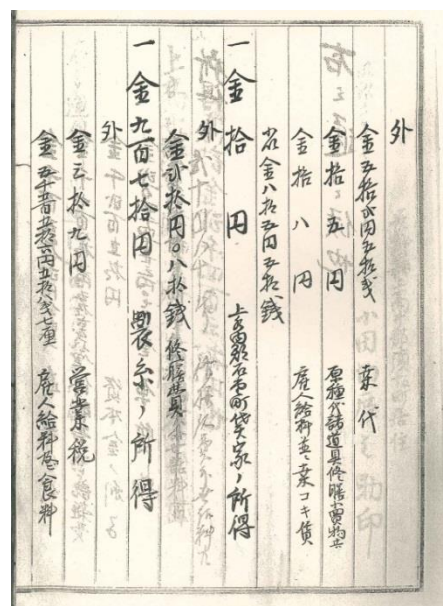
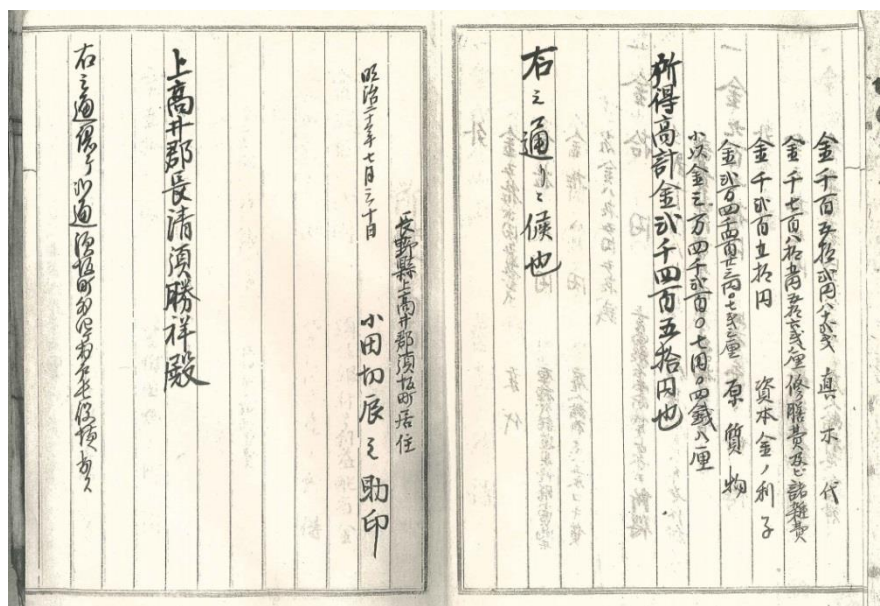
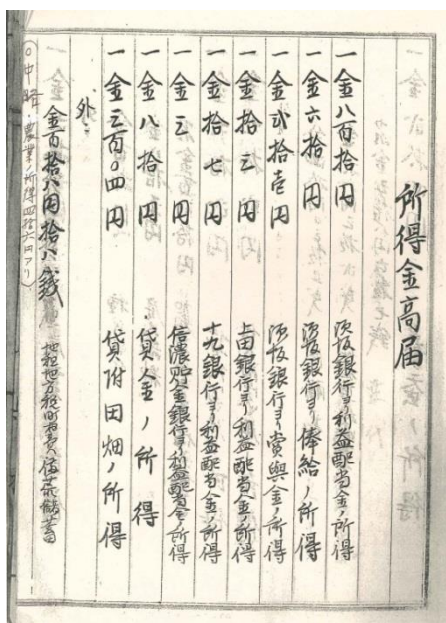
年 次	大豆相場 (10 兩、俵)	豆 腐 (1 丁、文)	豆 腐 (半丁、文)
安政 4 年	2 4	1 5	8
6 年	1 8	2 0	1 0
万延 1 年	9	3 7	1 9
文久 1 年	1 0	3 0	1 5
2 年	1 0 . 5	2 9	1 5
3 年	9 . 5	3 3	
元治 1 年	1 0 . 5	3 0	1 5
慶応 1 年	9	3 5	1 5
2 年	5	6 4	3 2
3 年	5 . 5	7 2	3 6
4 年	4 . 7	9 1	4 6
明治 2 年	2 . 5	2 0 0	1 0 0
3 年	3 . 2 5	1 5 2	7 4

後明治二十年
至明治三十年
所得高屈書控

002
F
36
1899-1918

策壹號
本小田切

「所得高届書控」



4・① 小田切辰之助家の経営状況 ―「所得金高届」から―

小田切幸一家文書の中に保管されていた「所得金高届」という表題の文書史料二点を紹介します。二点とも辰之助家の経営に関する史料で、1点目は明治20年(1887)の史料、2点目は同30年(1897)の史料です。いずれも『所得金高届書控 本小田切』という簿冊の中に残されていた史料です。

同20年の史料については、すでに『須坂市史』(昭和56年3月発行) P634の中で表23「上高井郡の高額所得者」として紹介されており、所得金の数値が詳細にわかる史料です。

この表では、上高井郡の高額所得者として小田切辰之助は5番目に位置付けられています。辰之助の本荘屋は、東栲屋の小田切新蔵家(2位)、牧新七家(1位)には及ばないものの高額所得者であったことは間違いありません。

1点目の「所得金高届」は、明治20年7月30日に小田切辰之助から上高井郡長清須勝祥に所得金についての届書の控です。

この史料と、前記の23表とを照らし合わせると以下ようになります。

総所得	2450円
1 製糸	970円(40%)
2 銀行配当	843円(34%) 内訳 810円(須坂銀行) 13円(上田銀行) 17円(十九銀行) 3円(信濃貯蓄銀行)
3 地所(貸付田畑)	304円(12%)
4 貸家	102円(4%)
5 銀行俸給・賞与	81円(3%)
6 貸金利子	80円(3%) 等

この製糸と銀行配当の二つの所得で総所得の74%とその大半を占めています。

第2節 土地所有と入会慣行

表23 上高井郡の高額所得者 (明治20年)

順位	氏名 (町村)	所得 合 計	内 訳	
			主	内 訳
1	牧 新七 (須坂)	7,910	貸金利子(3,620) 銀行(1,553) 地所(1,228) 製糸(650) 営業(336) 銀行給及賞与(220)	
2	小田切 新蔵 (須坂)	5,210	貸金利子(1,993) 地所(1,291) 製糸(802) 銀行(797) 銀行給・賞与(160) 貸家(109)	
3	田 中 力之助 (小山)	5,137	地所(4,367) 貸家(722) 自作(48)	
4	牧 茂助 (須坂)	2,783	製糸(1,500) 地所及貸家(450) 銀行(433) 貸金利子(400)	
5	小田切 辰之助 (須坂)	2,450	製糸(970) 銀行(843) 地所(304) 貸家(102) 銀行給・賞与(81) 貸金利子(80)	
6	小布施土佐五郎 (須坂)	1,814	貸金利子(1,100) 地所(397) 貸家(205) 公債利子(77) 自作(25)	
7	青 木 甚九郎 (須坂)	1,138	地所(550) 銀行(248) 製糸(200) 貸金利子(100) 自作(40)	
8	青 木 清八郎 (仁礼)	987	銀行(530) 地所(374) 貸金利子(60) 営業(23)	
9	市 村 善助 (小布施)	987	地所(493) 酒造(225) 貸金利子(105) 公債利子(91)	
10	坂 本 半三郎 (井上)	961	地所(864) 貸金利子(50) 自作(31) 養蚕(16)	

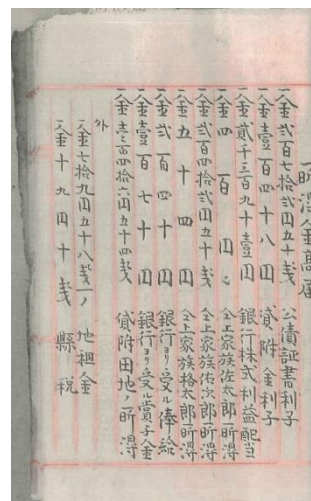
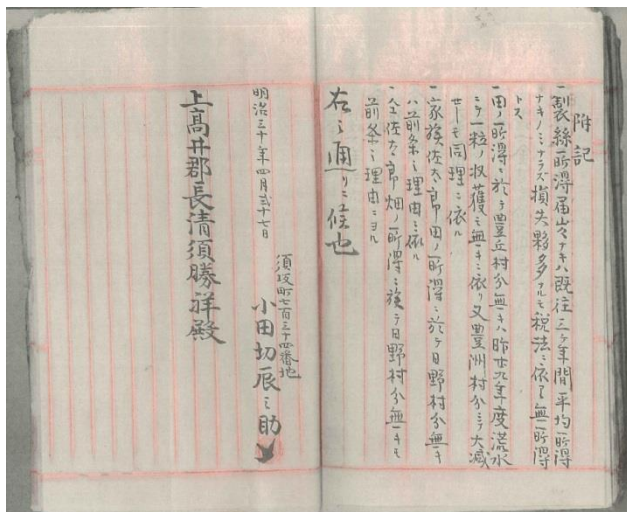
「所得金高届書」より作成

「製糸ノ所得」970円の内訳をみると、

1 営業税	39円
2 雇人給料及び食料	555円58銭7厘
3 真木代	1152円82銭
4 修繕費及び諸雑費	1785円56銭8厘
5 資本金の利子	1250円
6 源質物	2万4442円3角07銭3厘
小計	3万4207円04銭8厘

とあります。これらは製糸にかかわる必要経費であって、総売り上げを計算すると3万5177円4銭8厘となります。よって、970円は総売り上げから必要経費を差し引いた純益金となります。これは、総売り上げの約3%にあたりますが、非常に低い利益率と思われます。

銀行配当と銀行俸給・賞与を合わせると924円にもなり、貸金利子80円を合わせると、金融所得が重要な所得源であったことがわかります。



4380円

銀行配当	3087円50銭(70%)
------	---------------

2 銀行俸給・賞与 410円

3 貸金利率 420円50銭(10%)

4 貸付田地 303円18銭（7%）

5 貸家 145 円 (3%)

6 農業自作 14円 (0・3%)

所得金高は「四千三百八拾円也」になります。同20年からは1930円もの大幅な所得増となっています。しかし、製糸の所得は記入がありません。その理由として「附記」に次のように、

一製糸所得の届出ナキハ、既往三ヶ年間平均所得ナキノミナラズ、損失夥多ナルモ、税法ニ依リ無所得トス

とあります。同20年に比べても製糸の利益率が格段に低かったからということになります。つまり、「三ヶ年間平均所得ナキ」という赤字経営です。

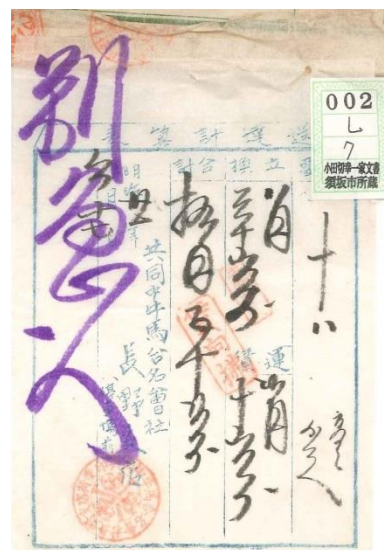
一方、銀行の所得は1および2を合わせ3497円50銭（約80％）になります。ここには、辰之助のほか長男佐太郎、二男佑次郎の配当分も含まれます。約一〇年の間に小田切家（本枕屋）の経営形態は、製糸業から金融業重視へと変わっていったことがわかります。

なお、同27年7月の「所得金高届」(表紙写真)によると、

銀行配当（842円80銭）、銀行俸給・賞与（100円）、貸金貸与（96円）
製糸所得（445円・製糸経費3万9030円50銭）とある。

このように史料「所得金高屈」は、小田切辰之助家の経営状況を知るうえでたいへん貴重な史料と言えます。

		全印生南松八個 自第 號至第 號		送券 七桂 号内寸寸寸号外寸 至長野 貨七寸七拾四寸 竹内運送處		右輸送候條貴着御查收可被下候也 所寄入 安部切高修	
明治 年 月 日 午前 時		封		原 價 運 賃 取扱人 擔 要 竹内運送處		出 荷 主 武藏國本庄町 問屋 星町田商店 星本店	

[illegible]

9

4 ② 埼玉県からの生繭買い入れ ―「生繭送券」「精算記」から―

明治9年（1876）7月に、小田切辰之助が松代六工社を模範として、馬場町に煮繭・繰糸用の蒸気釜を設置した一〇〇繰りの山七製糸場を設立しました。はじめ製糸結社「東行社」に属し、辰之助に代わり弟武兵衛が社長に就き発展に尽くしました。同17年6月に辰之助は東行社から分離し、俊明社を設立しました。山七製糸場は、翌18年武兵衛の死去の跡を辰之助が継いで、規模の拡大をすすめ良質糸の大量生産に努めました。

同28年（1895）に長男佐太郎が山七本店を継ぎ、二男佑次郎が製糸場の経営にあたりました。この年の山七製糸場は職工240人を雇用し、俊明社では越寿三郎の製糸場に次ぐ第2位の規模になっています。

「生繭送券」と「送達計算表」

明治31年（1898）6月中旬から下旬にかけて、遠く埼玉県本庄から春蚕の生繭を大量購入した送り状です。春の新芽を食んで育った春蚕の繭は一般に品質が優れ、特に生繭は煮繭して繰糸をおこなう際に繭糸が解け離れる割合が高く、より多くの糸が取れます。そのため、製糸業者は競って良質の繭を買い求めました。

史料によると、武蔵国（埼玉県）本庄町町田商店（町田梅次郎）から信州須坂町本小田切商店宛に、生繭18個（1個7斗5升入）が6月16日午前10時に出荷、翌17日に到着しています。生繭は到着が遅れると品質が落ち、滞貨すると羽化する恐れがあります。そのため、添付の「送達計算表」に太字で「別急行」とあるように至急便で送られたのです。また、6月21日には「夜行」「別仕立急行便」とあり、昼夜関係なく送られたこともわかります。

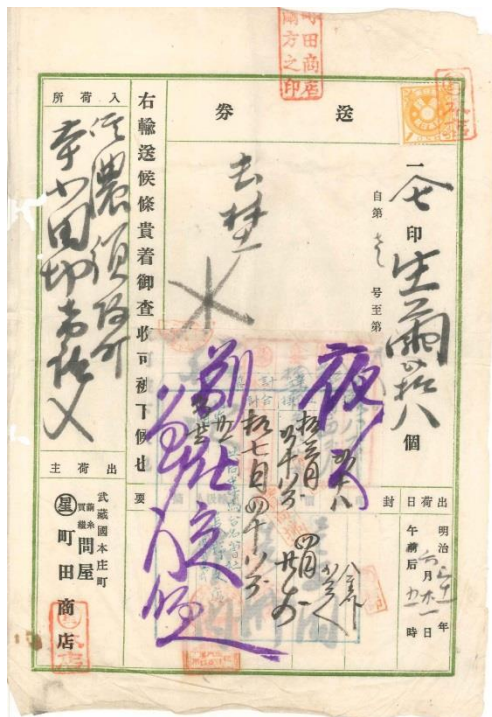
繭荷は信越線經由で長野駅に送られ、そこから長野中牛馬合名会社の荷馬車で本小田切に届けられました。「送達計算表」のよると、運賃は立替分を含め10円52銭でした。「精算記」からは、6月17日入荷分の生繭18個分の買い入れ価格は548円11銭5厘だったことがわかります。

史料2 「精算記」 ―町田商店（町田梅次郎）から本小田切への精算書―

この「精算記」には6月15日から同月26日まで、10回にわたる生繭代金および諸費用が記録されています。前から3番目の仕入れが6月17日の入荷分になります。

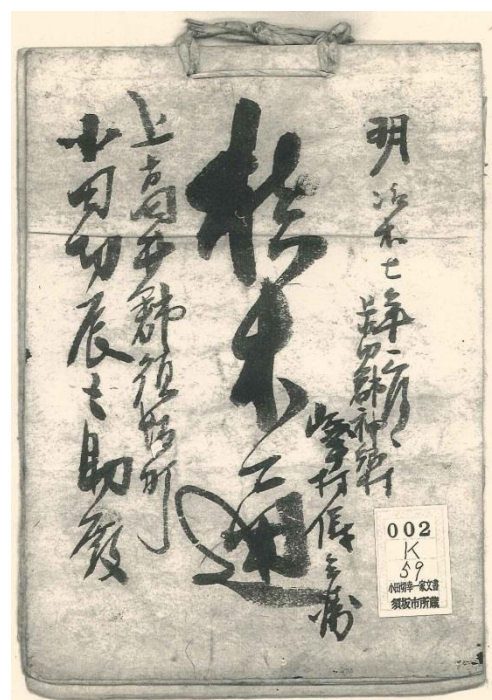
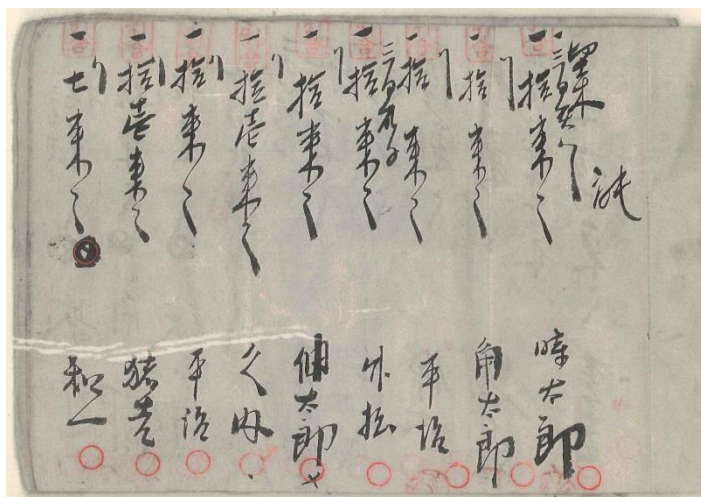
繭の買い入れ総額は8145円55銭3厘で、買入れ口銭（手数料）が162円91銭1厘、荷造り費用（281本分）が70円25銭、若尾弘乾燥料（100石5斗）が55円27銭5厘とあります。生繭であるので、集荷・荷造り・運送にかかる日数考慮して、羽化を抑える軽度の乾燥処理が行われていたことがわかります。これらの総合計額は、8433円98銭9厘になります。

なお、本史料には、金額に朱書きの訂正が多数あります（コピーのため訂正部分ははつきりしていません）。



6月21日生繭送券

4-③ 小田切家における楨の調達



明治27年「楨木通」



4・③ 小田切家における槇の調達 —「槇木通」から—

小田切辰之助の経営する山七製糸場は、俊明社の主要な製糸場として器械製糸の拡大を図っていました。蒸気釜を焚くのに欠かせない槇(薪)は、上高井郡内の山間地域から調達していたと思われますが、具体的史料は見当たりません。

ここに紹介する史料は、上水内郡神郷村(のち豊野村・現長野市豊野町)からの槇の調達に関わる史料です。神郷村の山林から伐り出した槇を、辰之助の製糸場に納入した記録です。

このような横半帳が8冊残されています。槇の納入実態がわかる史料といえます。

明治廿七年三月		上水内郡神郷村		「槇木通」	
同記		上高井郡須坂町		小田切辰之助殿	
堅木		三月廿八日		一 拾束也	
同日		一 拾束也		時太郎○	
同日		一 拾束也		角太郎○	
同日		一 拾束也		平治○	
三月廿日		一 拾束也		竹松○	
同日		一 拾束也		伸太郎○×	
同日		一 拾束也		久内○	
同日		一 拾束也		平治○	
(中略)		一 拾束也		猪吉○	

(5月3日分、15人のうち最後の5人分のみ示す)

一同	〇九束	清作
一同	〇九束	竹松
一同	〇拾貳束	猪吉
一同	〇拾三束	重二郎
一同	〇拾貳束	松太郎
小計	百六十五束	
ベ	五百六拾束	
二口	老千九百五十二束	

〈解説〉

明治27年3月28日から5月3日まで、上水内郡神郷村の時太郎・角太郎ほか多数の農民らが、仲介業者(取りまとめ役)の峯村儀兵衛を通して、小田切辰之助のもとへ大量の槇を納入したことがわかります。これだけの槇の束をどのように運んだものかはわかりませんが、相当数の荷車や馬車が必要となります。

史料から、19日間に山林から伐り出した槇は、1952束にものぼったことがわかります。帳簿の中に記録されている槇の伐り出し人(納入者)は、延べ190人を数えます。この間、数回にわたって槇の伐り出しに従事した者はかなりの人数になります。なかには、平治のように10回も槇の伐り出しに従事した者も見られます。神郷村の農民にとっては、格好の副業収入だったと思われるます。

小田切辰之助は郡内各地のほか、郡外の上水内郡神郷村にも手を伸ばし、蒸気釜に欠かせない槇の調達を行っていたことがわかります。辰之助は大量の山林を所有していましたが、自身の山林からの槇の供給はどのようになっていたのか疑問が残ります。なお、明治27年7月の「所得金高届」によると、薪炭費支出は1300円とあります。